

特集 みんなで応援 すくすく庄原っ子

子育て特集(11～18ページ)は、抜き出して別冊として使用できます。



写真：総領子育て支援センターのイベント
に参加した親子とスタッフの皆さん

市が提供している支援をご紹介します！

各支援の詳細は次ページから

妊娠が分かったら		出産	産後1カ月	産後4カ月	6～8カ月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生								
届出・健診	妊娠届	出生届	乳児一般健康診査	3～4か月児育児相談	6～8か月児健康診査	1歳6か月児健康診査	2歳児 歯科健康診査	3歳児健康診査		5歳児相談											
	母子健康手帳交付																				
	妊婦健康診査																				
	妊婦歯科健康診査																				
定期予防接種																					
		産婦健康診査(2週間・1カ月)																			
相談・教室・サポート	パパママひろば		こども園(3カ月～)、保育所(6カ月～)								思春期講座・いのちの学習										
	妊婦家庭訪問		新生児訪問	乳児家庭全戸訪問	子育て支援センター						放課後児童クラブ										
	産前サポート事業	産後ケア事業			赤ちゃんが絵本に触れ合う活動						放課後子供教室										
一時預かり																					
ファミリーサポート																					
育児相談・子育て講座																					
			離乳食教室	病児病後児保育(6カ月～)																	
手当・助成など	出産応援ギフト	出産祝金	子育て応援ギフト								入学祝金	入学祝金									
	チャイルドシート購入助成																				
	児童手当																				
	乳幼児等医療費助成																				

妊娠・出産・子育て
切れ目のない支援サービス

「ほのぼのネット」

☎0824・73・1214

市は、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、庄原市子育て世代包括支援センター「ほのぼのネット」を開設し、情報提供や相談窓口を一本化しています。ライフステージに合わせて、保健師や助産師、保育士、社会福祉士の専門職が家庭訪問・面談を行い、一人一人に寄り添った、切れ目のない支援を行っています。

また、乳幼児等医療費助成の対象者の拡大や電子母子手帳アプリ「庄原ほのぼのネットアプリ」など、子育て世帯に向けたさらなる支援の充実を進めています。

今回は、本市の子育て支援の取り組みを紹介します。

妊娠が分かったら

妊娠届・母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、市へ妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けてください。
母子健康手帳の交付は、電子母子手帳アプリによる事前の予約が必要です。

【妊婦届・母子健康手帳の交付の窓口】

交付場所	とき	問い合わせ
保健医療課 母子保健係	原則毎月第1・第3月曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分	保健医療課母子保健係 ☎0824-73-1214
庄原ひだまり広場 (こども未来広場内)	毎月第2土曜日 10時～12時	
東城支所	原則毎月第2・第4月曜日 (祝日を除く) 10時～12時	東城支所地域振興室 ☎08477-2-5131

妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査

母子健康手帳を交付する際に「妊婦健診の受診券（14回分）」と「妊婦歯科健康診査受診券」を交付します。受診券があれば、健診費用の助成を受けることができます。
また、妊婦健診の受診券は、県内の医療機関で使用することができます。

なお、妊婦歯科健康診査は市外の医療機関を希望する場合、妊婦健診は県外へ里帰りをする場合、相談してください。

妊婦家庭訪問

妊娠8カ月以降の人を対象に、保健師や助産師などが家庭訪問を行います。
妊娠中、不安に思ったことや悩み、子育ての準備について相談に応じます。

思いやり駐車場

妊娠7カ月から出産後2年までの間、思いやり駐車場を利用することができます。利用を希望する場合は、申請が必要です。

産前サポート事業

妊娠中に市が委託した医療機関などの助産師が訪問し、妊娠・出産・子育ての不安や、心身の不調に関する相談に応じます。

出産・子育て応援ギフト

妊娠届時の面談後と、出産後の新生児訪問を実施した後に、それぞれ5万円相当額のクーポンを支給します。出産・子育て関連の商品やサービスと交換できます。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

赤ちゃんが生まれたら、病院で出生証明書（出生届）を受け取り、生まれた日を含めて14日以内に、市に提出してください。

チャイルドシート 購入助成

チャイルドシートの購入費用を助成します。
※支給要件あり
助成額
購入額の3分の1
(限度額5千円)

児童手当

0歳から中学校卒業（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもを養育している人に支給される手当です。

出産祝金

赤ちゃんの誕生を祝福するとともに健やかな育成を願うため、保護者に対して出産祝金を支給します。
※支給要件あり

支給額

- 第1子・第2子 10万円
- 第3子以降 25万円

申請期間

赤ちゃんが生まれてから起算

支給額（月額）

- 3歳未満 1万5千円
- 3歳以上、小学校修了前 1万円
- （第3子以降1万5千円）
- 中学生 1万円

※所得制限があります。

乳幼児医療費の助成

対象となる子どもに対して、医療機関（全科・入院・通院）で支払う自己負担相当額を助成する制度です。

助成内容

1 医療機関につき、1日500円を超える医療費を助成します。
※500円に満たないときはその額が支払額となります。

対象者

0歳から18歳到達の年度末までの子ども

産婦健康診査

母子健康手帳と一緒に交付する「産婦健康診査受診券」で、産後2週間と1カ月の健診費用の助成を受けることができます。
里帰りで県外の医療機関を希望する場合は、相談してください。

パママひろば

生まれてくる赤ちゃんのお父さんと、お母さんを対象にした子育て講座です。
市の保健師や助産師、栄養士、庄原赤十字病院の助産師が講師となり「赤ちゃんの抱き方やお風呂の入れ方」「助

産師による個別相談」「お父さんの妊婦体験」「栄養士による栄養相談」などを行います。専門職の職員が妊娠中や出産後の不安・悩みなどの相談に応じます。

また、参加者同士の情報交換などを行い、いろんな体験談を聞くことができます。



産後ケア事業

市が委託した医療機関などへの宿泊や日帰り利用、または助産師が訪問し、産婦の体調管理や赤ちゃんのケア、授乳指導や育児相談などを行います。

対象者

本市に住所がある産後1年未満の産婦と赤ちゃん

料金

- 訪問型 625円
- 日帰り型 1875円
- 宿泊型 7500円

直面し、親としての自信を無くすこともあるかもしれません。そんな時に相談できる人の一人として、私たちのことを思い浮かべてみてください。

中から出産、子育てまで、赤ちゃんやご家族が安心して生活できるよう、保健師や保育士、社会福祉士、助産師などが連携し、あらゆる相談に対応しています。

妊娠、出産、育児は楽しいばかりではなく、辛い事があったり、不安を感じたりするなど、悩みはさまざまです。思い通りにならないことに

お気軽にご相談ください
私たちがサポートします

ほのぼのネットの助産師 今井 紗弥



親子の健康 育児のサポート

新生児聴覚検査

出産・入院時に赤ちゃんの聴覚検査を行います。
母子健康手帳を交付した際に交付した受診票を提示することで、検査費用の一部を補助します。ただし自動ABRによる検査に限ります。（上限5540円）

新生児訪問（赤ちゃん訪問）

保健師が赤ちゃんのいる家庭を訪問します。
出生後1カ月～2カ月の間に訪問し、赤ちゃんの体重などを測定したり、育児相談に応じたりします。

乳児家庭全戸訪問（出産お祝い訪問）

出生後3～4カ月を目途に赤ちゃんが生まれた家庭を訪問します。
子育て支援情報をお知らせ

したり、育児相談に応じたりします。

予防接種

子どもを病気から守るため、適切な時期に予防接種を受けましょう。

予防接種券は、新生児訪問の際にお渡しします。任意の予防接種は、医療機関で個別に接種してください。

絵本訪問

未就園児がいる家庭を訪問し、絵本の紹介や貸し出し、読み聞かせ、触れ合い遊びを行います。

運動発達相談

子どもの運動面について、西城市民病院の理学療法士が相談に応じます。



保健師 内藤 未菜

育児の不安・悩みがある時は

市は、成長の節目に応じて乳幼児健診や育児相談を実施しています。

健診や育児相談は、子どもの成長・発達を確認できるだけではなく、病気を早く見つけ、対応するためにもとても重要です。

また、保健師を含め多職種



乳幼児健康診査・育児相談

子どもの体の発育や精神の発達の確認、病気の早期発見など、健康に育っているかを確認します。

また保護者も含めた心理面や、育児に関するさまざまな相談に応じています。

5歳児（年中児）相談

相談を希望する5歳児と保

子育て支援センター

子育て支援センターは、子育て家庭や地域の皆さんが気軽に集い、交流ができる場所です。

子どもと一緒にゆつくり過ごし、イベントやサークル活動も楽しめます。

また、いつでも相談できるスタッフが、皆さんの子育てを応援しています。



各支援センターの詳しい内容は、ホームページをご確認ください。



子育て支援センター 利用者の声

子どもが生後2カ月くらいの時から利用しています。支援センターには、おもちゃや絵本がたくさんあるので、子どもと一緒に楽しく遊んでいます。いろいろなお母さんと友達になれて、子育ての話ができた、悩みを共有できたりするところもいい所です。



丸飯千恭さん・遼斗くん



左から小田慎太郎さん・さくらちゃん・湊太郎くん・拓未さん

子育ての悩みを相談する時や、子どもを遊ばせる時によく利用しています。支援センターで遊んでいるときに、子どもがおもちゃを友達に譲っていて、ここで思いやりを学んでくれたのが、うれしかったです。

充実した保育・支援制度

保育所・認定こども園 地域型保育事業所・幼稚園

保育所などの利用を新たに希望する人は、保育を必要とする認定などを受ける必要があります。

新規入所の手続きや提出書類など、詳しい内容は、市ホームページを確認してください。

※幼稚園の入園は、幼稚園に直接問い合わせください。

▼市ホームページ

保育所・認定こども園・地域型保育事業の詳しい内容はこちら



▼幼稚園ホームページ

幼稚園の詳しい内容はこちら



【一時預かりの内容】

実施場所	利用日	料金	申し込み
市内の保育所	月～土曜日 (12月29日～1月3日を除く)	300円/時間	児童福祉課 児童福祉係 ☎0824-73-1192
ジョイフル 子育て支援センター	月曜日、水～日曜日 (12月29日～1月3日を除く)	300円/時間	ジョイフル 子育て支援センター ☎0824-72-7205

一時預かり

市内に住所がある子どもで、保護者の傷病や入院、勤務形態などから、継続的な家庭での育児が困難となり一時的な保育が必要な場合、定員の範囲内で受け入れを行います。

ファミリーサポート

ファミリーサポートは、育児の支援を受けた人（依頼会員）と育児の支援をしたい人（提供会員）が会員となり、安心して子育てをするための相互援助活動（有償ボランティア）です。

必要に応じて子どもの預かりなどを行います。

対象 0歳～小学6年生

病児・病後児保育

病児（病気の回復には至っていないが当面症状の急変のおそれのない子ども）と、病後児（病気回復期にある子ども）を、集団保育などが難しい期間、一時的に預かります。

対象施設

▼わらべ保育室
▼小奴可病後児保育室
ケアルーム「どんぐり」
▼保育所（西城・東城・高野・総領※各保育所入所児童のみ）

小学生になったら

入学祝金

市は、小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部に入学した児童・生徒を祝い、健全な育成を支援するため、入学祝金を支給しています。

不登校や子育ての悩み・学校生活などの相談窓口
市は、子どもや保護者の悩みや相談に応じるため、相談員を配置して、相談窓口を開設しています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

支給額
一人につき3万円

問い合わせ
教育総務課総務係
☎0824・73・1182

就学援助

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。

援助の種類

学用品費、新入学学用品費（新小、中学1年生のみ）、修学旅行費、給食費、校外活動費、医療費（特定疾患）など

申し込み

入学・在学する各学校に相談してください。

学校の担当者に問い合わせください。

▼訪問支援員

不登校児童生徒の学校復帰に向けて、家庭訪問などを行います。

問い合わせ

教育指導課指導係

☎0824・73・1184

特別支援学校

障害のある子どもが、自分の持つ能力や可能性を伸ばすために、さまざまな工夫と配慮のもと、きめ細やかな教育を行う学校です。

市内には、広島県立庄原特別支援学校があります。

放課後児童クラブ 放課後子供教室

小学校の放課後や長期休業日などに、保護者が家にいない家庭の子どもが遊びや生活をする場です。

対象者

小学生

開設日・開設時間

▼平日（学校開校日）

下校時〜18時30分

※一部は、開設時間が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

▼土曜日、学校休業日、長期休業など

8時〜18時30分

※放課後子供教室は、土曜日は閉所

※一部は、開設時間が異なります。詳しくは各施設へお問い合わせください。

申し込み方法

入会の手続きや提出書類など、詳しい内容は、市ホームページを確認してください。また、放課後児童クラブには加入要件があります。



「ほのぼのネット」への相談・連絡はこちらへ

基幹センター

市役所本庁舎2階

☎0824・73・1214

サテライト

西城支所地域振興室

☎0824・82・2202

東城支所地域振興室

☎08477・2・5131

口和支所地域振興室

☎0824・87・2112

高野支所地域振興室

☎0824・86・2115

比和支所地域振興室

☎0824・85・3001

総領支所地域振興室

☎0824・88・3063

電子母子手帳アプリを使えば、事前に健診の問診票などを入力可能。また子育てイベントを随時紹介、予約可能。



基幹統計調査にご協力をお願いします

行政管理課広報統計係 ☎0824-73-1159

統計調査は、国内の人口・社会・経済などの実態を正確に把握し、私たちの社会をより良くするための基礎資料となる大切な調査です。統計調査によって得られたデータは国や地方公共団体だけでなく、民間企業や大学などさまざまな場所で利用されています。

各統計調査で、ご自宅に統計調査員が伺いましたら、調査へのご協力をよろしくお願いします。

基幹統計調査とは

国勢統計や総務大臣が指定した重要な統計（基幹統計）を作成するために行われる統計調査です。国勢調査を始め、経済センサス、農林業センサスなど国民に広く知られた大規模な統計調査のほとんどは基幹統計調査です。

また、基幹統計調査の対象者は、統計法に基づき報告の義務があり、申告拒否や虚偽申告に対しては罰則が定められています。

今後行われる主な統計調査

全国家計構造調査

家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握し、世帯の所得分布および消費の水準、構造などを全国のおよび地域別に明らかにすることを目的とする調査です。

調査区域

総務大臣が指定した区域

調査対象

総務大臣が定める方法により、市が選定する世帯

調査基準日
令和6年
10月〜11月

農林業センサス

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に行う調査です。

調査区域

市内全域

調査対象

市内全ての農林業経営体

調査基準日
令和7年
2月1日

国勢調査

国内の人口と世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする国の最も重要な統計調査です。調査の結果は、法律の基準や行政施策の基礎資料、民間企業の事業展開など、さまざまな分野で利用されます。

調査区域

市内全域

調査対象

市内全ての人と世帯

調査基準日
令和7年
10月1日

経済センサス(活動調査)

我が国の全産業分野における事業所・企業の経済活動の実態を全国および地域別に明らかにするとともに、事業所および企業を調査対象とする各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする調査です。

調査区域

市内全地域

調査対象

市内全ての事業所および企業

調査基準日
令和8年
6月1日

統計調査員が必要です

統計調査を行う上で、統計調査員が果たす役割はとても大きく、その協力は不可欠です。本市では各統計調査の実施に向け、これまでに実績のある人や自治会で紹介いただいた人などに統計調査員の依頼を行っています。

本市より統計調査員の依頼がありましたら、ぜひご協力をよろしくお願いします。